

令和7年度

定期監査(行政監査含む)
報告書

宇城市監査委員

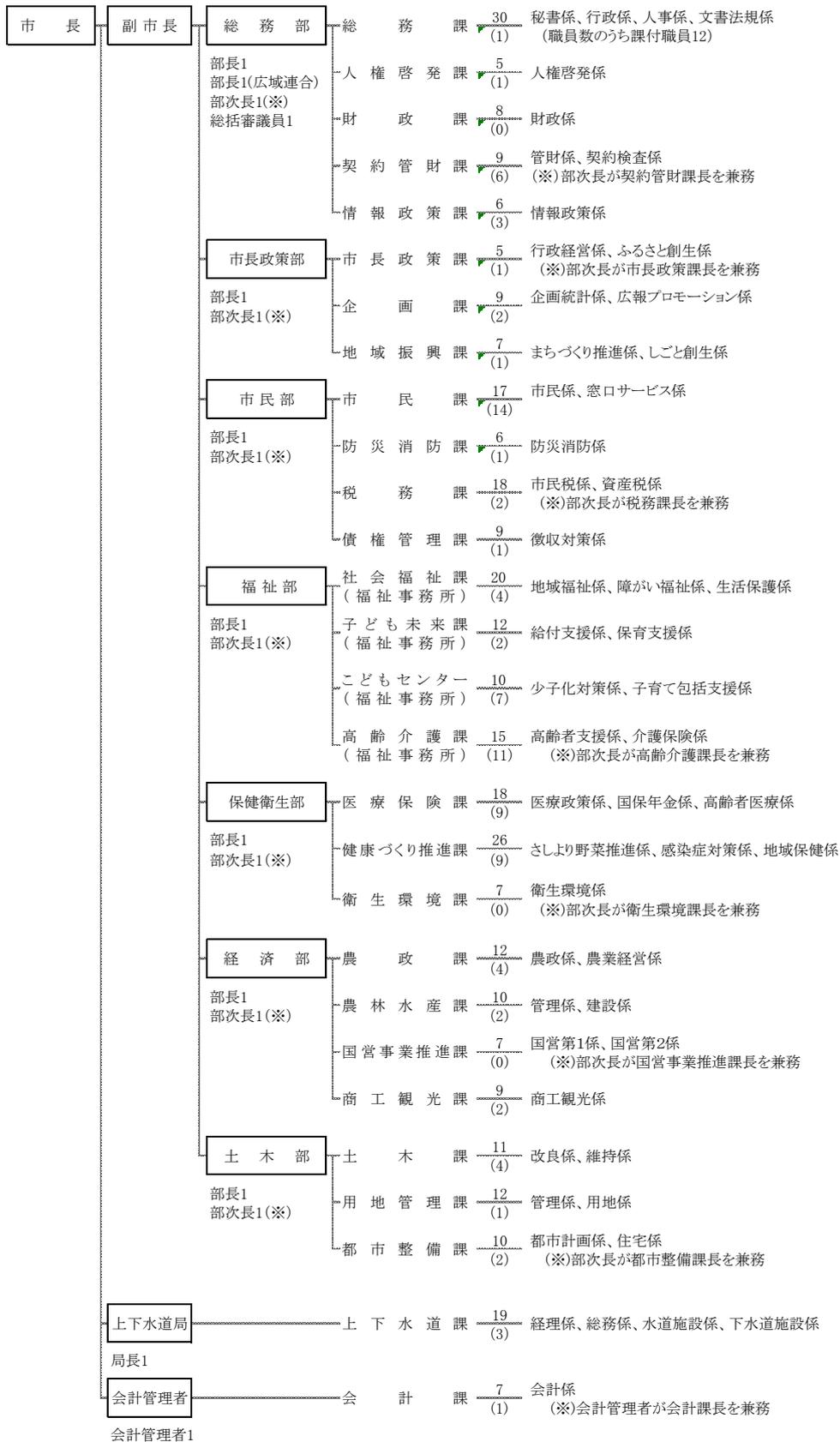
目 次

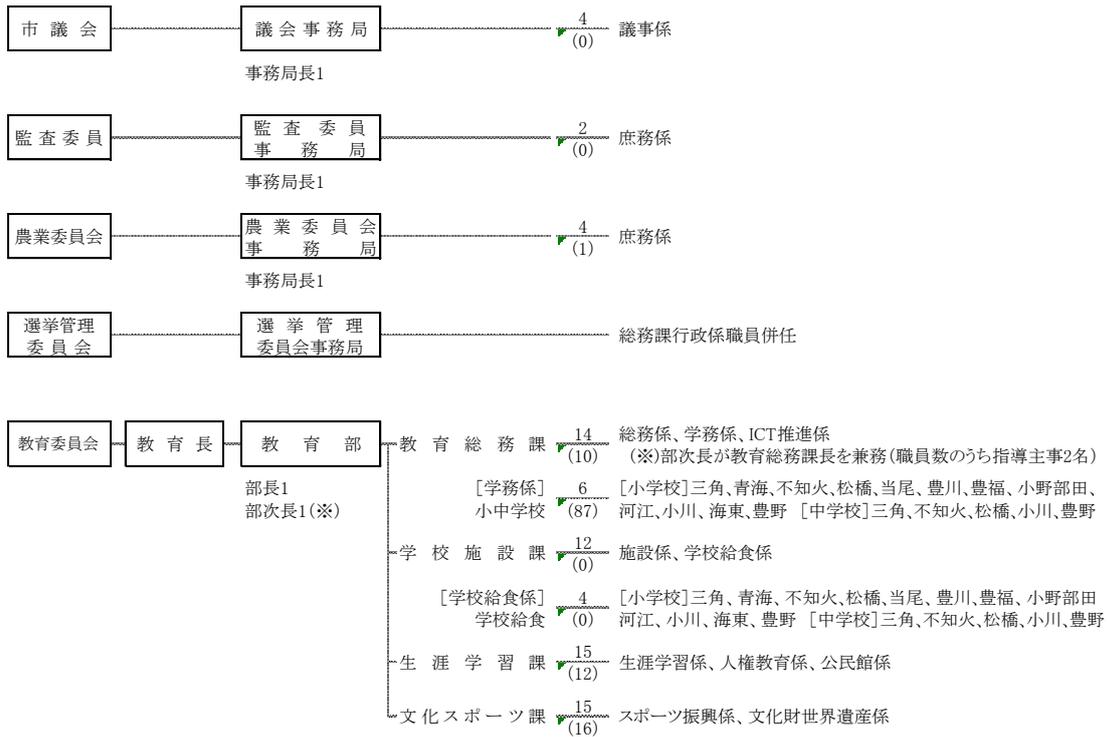
宇城市組織機構図	1
第1 監査の概要	3
1 監査の基準	3
2 監査の種類	3
3 監査の対象	3
4 監査の着眼点	3
5 監査の主な実施内容	4
6 監査の実施場所及び日程	4
第2 監査の結果	5
指摘事項等	6
(1) 総務課	6
(2) 人権啓発課	6
(3) 財政課	6
(4) 契約管財課	6
(5) 情報政策課	6
(6) 市長政策課	6
(7) 企画課	6
(8) 地域振興課	6
(9) 市民課	6
(10) 防災消防課	6
(11) 税務課	7
(12) 債権管理課	7
(13) 社会福祉課	7
(14) 子ども未来課	7
(15) こどもセンター	7
(16) 高齢介護課	7
(17) 医療保険課	7
(18) 健康づくり推進課	7
(19) 衛生環境課	7
(20) 農政課	8
(21) 農林水産課	8
(22) 国営事業推進課	8
(23) 商工観光課	8
(24) 土木課	8
(25) 用地管理課	8
(26) 都市整備課	8
(27) 教育総務課	8
(28) 学校施設課	8
(29) 生涯学習課	8

(30) 文化スポーツ課	8
(31) 小中学校（青海小、豊福小、小野部田小、小川小、三角中）	9
(32) 議会事務局	9
(33) 監査委員事務局	9
(34) 農業委員会事務局	9
(35) 三角支所	9
(36) 不知火支所	9
(37) 小川支所	9
(38) 豊野支所	9
(39) 上下水道課	9
(40) 会計課	9
(41) 現地調査	10

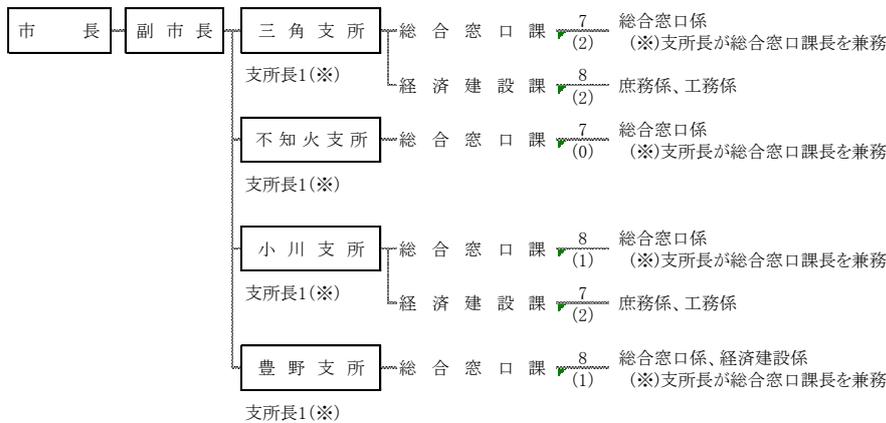
宇城市組織機構図

令和7年4月1日現在





支所の組織図



※各課等について、上段は部長・部次長級を除く職員数(再任用職員を含む)、下段は会計年度任用職員を計上している。
 なお、部次長(支所長)又は課長が他課長等を兼務している場合(※)は、当該課の職員数にも計上している。
 農委・監査・議会事務局においては、局(課)長は上段に計上しない。

定期監査（行政監査含む）報告書

第1 監査の概要

1 監査の基準

この監査は、宇城市監査基準(令和2年4月1日監査委員訓令第1号)に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

3 監査の対象

監査を効果的・効率的に進めるため（リスクアプローチ型監査）、全部局を毎年又は3年ごとに対象とする定期監査年次計画表に基づき、本年度は以下の部局における令和6年度に執行された事務事業等を監査の対象とした。

【総務部】総務課、人権啓発課、財政課、契約管財課、情報政策課

【市長政策部】市長政策課、企画課、地域振興課

【市民部】市民課、防災消防課、税務課、債権管理課

【福祉部】社会福祉課、子ども未来課、こどもセンター、高齢介護課

【保健衛生部】医療保険課、健康づくり推進課、衛生環境課

【経済部】農政課、農林水産課、国営事業推進課、商工観光課

【土木部】土木課、用地管理課、都市整備課

【教育部】教育総務課、学校施設課、生涯学習課、文化スポーツ課

小中学校（青海小、豊福小、小野部田小、小川小、三角中）

【その他部局】議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局

【三角支所】総合窓口課、経済建設課

【不知火支所】総合窓口課

【小川支所】総合窓口課、経済建設課

【豊野支所】総合窓口課

【上下水道局】上下水道課

【会計課】会計課

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的であるか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的であるか、事業の執行に係る工事の設計、施工等が適正に行われているか、事務の執行が合理的、効率的かつ法令等の定めるところに従って適正に行われているか、また、リスクの顕在化を防止するための内部統制が適正に整備・運用されているかを監査の着眼点とした。

5 監査の主な実施内容

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで執行された事務事業について、調書の提出及び関係職員からの説明聴取により監査を実施した。また、あらかじめ選定した令和6年度の事務事業について、前項の着眼点に沿って検証等を行い、必要に応じて現地調査を実施した。

なお、学校事務については、支出に関する書類及び備品の管理状況を確認した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 監査の実施場所

本庁3階第1会議室、各支所会議室、各小中学校

(2) 日程

令和7年10月1日から12月16日まで、次の日程で実施した。

期 日	対 象 課 (局) 等	期 日	対 象 課 (局) 等
10月 1日(水)	農業委員会事務局、監査委員事務局	11月 4日(火)	高齢介護課、豊野支所
10月 2日(木)	三角支所	11月 6日(木)	子ども未来課、社会福祉課
10月 3日(金)	会計課、議会事務局	11月 7日(金)	農政課、農林水産課
10月 7日(火)	不知火支所、こどもセンター	11月 10日(月)	国営事業推進課、小川支所
10月 9日(木)	市長政策課、企画課	11月 11日(火)	商工観光課
10月 10日(金)	地域振興課	11月 13日(木)	用地管理課、土木課
10月 14日(火)	人権啓発課、財政課	11月 14日(金)	上下水道課
10月 16日(木)	総務課	11月 17日(月)	教育総務課、学校施設課
10月 17日(金)	情報政策課、契約管財課	11月 18日(火)	文化スポーツ課、都市整備課
10月 20日(月)	債権管理課、税務課	11月 20日(木)	生涯学習課
10月 21日(火)	防災消防課、市民課	11月 21日(金)	豊福小学校
10月 27日(月)	医療保険課、衛生環境課	11月 25日(火)	青海小学校、三角中学校
10月 28日(火)	健康づくり推進課	11月 28日(金)	小野部田小学校、小川小学校
		12月 16日(火)	現地調査



現地調査写真（小川総合文化センター中規模改修工事）

第2 監査の結果

監査の結果、事務事業の執行は、概ね適正であり合理的かつ効率的に行われていると認められた。監査の際に見受けられた事務処理上留意すべき簡易な事項については、対象部（局）に対して、口頭で改善の要望を行ったので記載を省略する。

なお、一部の事務については是正や改善を要する事項が見受けられたので、次のとおり課別に指摘事項等を記述した。これらの事項については、宇城市監査基準第21条第4項の規定に基づき記載をしている。内容としては、事務執行が関係法令、条例、規則に違反、若しくは著しく不適正と認められる事案等である。速やかに改善に取り組み、適正な事務処理をされたい。

*宇城市監査基準第21条第4項（別表）

【指摘事項】

次のいずれかに該当し、指摘すべき事項であると認められるもの

- (1) 法令、条例、規則等に違反しているもの
- (2) 書類の隠蔽、改ざん等の故意による行為があるもの
- (3) 著しい注意義務違反があるもの
- (4) 経済性、効率性又は有効性の観点から問題があるもの
- (5) 前回の監査等で指摘、指導した事項で改善の努力がなされていないもの

【改善を要するもの】

次のどちらかに該当するもの

- (1) 経済性、効率性又は有効性の観点から検討・改善する必要があると認められるもの
- (2) 法令等には違反していないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの

【その他の意見】

事務の適正な執行において意見を付す必要があると認められるもの

指摘事項等

(1) 総務課

指摘事項等なし

(2) 人権啓発課

指摘事項等なし

(3) 財政課

指摘事項等なし

(4) 契約管財課

指摘事項等なし

(5) 情報政策課

指摘事項等なし

(6) 市長政策課

【改善を要するもの】

○事務処理について

・地域おこし協力隊の実績報告書に添付してある収支計算書について、数値の整合性がとれていない箇所があった。適切な事務処理に改められたい。

(7) 企画課

【改善を要するもの】

○事務処理について

・財政課長の合議がない復命書が見受けられた。宇城市事務決裁規程では、課長以下の宿泊を伴う出張の復命書には財政課長の合議が必要である。適切な事務処理に改められたい。

(8) 地域振興課

指摘事項等なし

(9) 市民課

指摘事項等なし

(10) 防災消防課

【その他の意見】

○事務処理について

・自動販売機の契約において、別紙に記載の期間とあるが別紙に該当する期間の記載が見受けられなかった。適切な事務処理に改められたい。

(11) 税務課

指摘事項等なし

(12) 債権管理課

指摘事項等なし

(13) 社会福祉課

【その他の意見】

○事務処理について

- ・令和6年度地域福祉支援補助金申請の事務手続きにおいて根拠法令条文を誤って起草している。適切な事務処理に改められたい。

(14) 子ども未来課

指摘事項等なし

(15) こどもセンター

【指摘事項】

○支援対象児童等見守り強化事業補助金申請事務手続きについて

- ・宇城市支援対象児童等見守り強化事業補助金交付要綱第10条に規定されている交付確定通知書が作成されていない。適切な事務処理に改善されたい。

(16) 高齢介護課

【その他の意見】

○元気老人交流施設指定管理業務について

- ・実績報告書の添付資料が預金通帳の写しのみであった。収支決算書の添付について検討されたい。

(17) 医療保険課

【改善を要するもの】

○事務処理について

- ・公用車車検に伴う重量税及び自賠責保険料の予算について、それぞれ公課費及び役務費で計上すべきところ、修繕費で予算を一括計上している。また、その結果、需用費からの流用が発生している。予算計上時には、予算科目誤りがないか十分に精査されたい。

(18) 健康づくり推進課

指摘事項等なし

(19) 衛生環境課

指摘事項等なし

(20) 農政課

指摘事項等なし

(21) 農林水産課

指摘事項等なし

(22) 国営事業推進課

指摘事項等なし

(23) 商工観光課

指摘事項等なし

(24) 土木課

指摘事項等なし

(25) 用地管理課

指摘事項等なし

(26) 都市整備課

指摘事項等なし

(27) 教育総務課

指摘事項等なし

(28) 学校施設課

指摘事項等なし

(29) 生涯学習課

指摘事項等なし

(30) 文化スポーツ課

【指摘事項】

○事務処理について

・行政財産目的外使用許可申請に係る手続きにおいて、宇城市行政財産使用条例第5条第2項の使用料を徴収せず、同条第3項の経費のみを使用料として徴収していた。また、使用料について同条例の規定にある使用面積の端数処理がなされないまま使用料が算定されていた。関連法規の規程に沿った適切な事務処理に改善されたい。

(31) 小中学校（青海小、豊福小、小野部田小、小川小、三角中）

指摘事項等なし

(32) 議会事務局

指摘事項等なし

(33) 監査委員事務局

指摘事項等なし

(34) 農業委員会事務局

指摘事項等なし

(35) 三角支所

【指摘事項】

○事務処理について

・行政財産目的外使用許可申請に係る手続きにおいて、使用料を算定する際、当該土地における使用開始日の属する前年度評価額を使用すべきところを前々年度の評価額を使用している。適切な事務処理に改善されたい。

【その他の意見】

○市道部分の市名義でない箇所について

・所有権移転登記未完了分については、令和6年度に7件完了し、残り1319件となっている。今後も調査を進め1件でも多く解消できるよう対策を講じられたい。

(36) 不知火支所

指摘事項等なし

(37) 小川支所

指摘事項等なし

(38) 豊野支所

指摘事項等なし

(39) 上下水道課

指摘事項等なし

(40) 会計課

指摘事項等なし

(41) 現地調査

- 松橋中学校校舎棟改築工事（旧校舎解体工事） 指摘事項等なし
- 宇城市学校給食センター 指摘事項等なし
- ふれあいスポーツセンター観覧席設置工事 指摘事項等なし
- 小川総合文化センター中規模改修工事 指摘事項等なし